

市区町村名：笠岡市

笠岡税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
あ	相生	都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	旭が丘	全域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		有田	30	1.1	純 2.7	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
い	一番町	全域	—	路線	—	—	—	—		
		今立								
		オノ花、下原、高砂、土井元、宮之前、嫁泣								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 3.3	純 7.1	—	—		
え		2 上記以外の地域	30	1.1	中 7.5	中 9.4	純 1.7	純 1.7		
		上記以外の地域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	入江	全域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		絵師	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
お		都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 4.9	純 7.1	—	—		
		2 上記以外の地域	40	1.1	中 7.5	中 9.3	純 1.7	純 1.7		
お	生江浜	都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	—	純 7.1	—	—		
		2 上記以外の地域	30	1.1	中 7.8	中 9.3	純 1.7	純 1.7		
	大井南	都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域		—	—	中 9.3	純 1.7	純 1.7		
	大亘	国道2号沿い	40	1.1	中 13	中 20	純 1.7	純 1.7		
		上記以外の地域								
		1 小迫、塩浜、本谷、女夫池	40	1.1	中 7.8	中 9.4	純 1.7	純 1.7		
		2 上記以外の地域	40	1.1	純 2.7	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	大河	全域	30	1.1	純 2.7	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
		大島中	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	尾坂	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	押撫	全域	30	1.1	純 2.7	純 3.8	純 1.7	純 1.7		

市区町村名：笠岡市

笠岡税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	小平井	都市計画法上の用途地域	% 40	倍 1.1	倍 —	倍 周比準	倍 市比準	倍 市比準	倍	倍
		上記以外の地域								
		1 井堰ノ上、尾中、春日端、権現、辻平、道上寺、時ノ坊、時ノ坊池尻、西迫、藤ヶ迫、馬橋ノ上、杣原								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 3.3	純 7.1	—	—		
		(2) 上記以外の地域	40	1.1	中 7.5	中 9.3	純 1.7	純 1.7		
か	笠岡	都市計画法上の用途地域	50	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	40	1.1	中 7.5	中 13	純 1.7	純 1.7		
	春日台	全域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
	金浦	都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	40	1.1	中 7.5	中 9.5	純 1.7	純 1.7		
	カブト中央町	全域	40	1.1	—	純 3.8	—	—		
	カブト西町	全域	40	1.1	—	純 3.8	—	—		
	カブト東町	全域	40	1.1	—	純 3.8	—	—		
	カブト南町	全域	40	1.1	—	純 3.8	—	—		
	北木島町	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
		九番町	—	路線	—	—	—	—		
	鋼管町	全域	—	路線	—	—	—	—		
		甲弩	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	神島	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	神島外浦	都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
さ	五番町	全域	—	路線	—	—	—	—		
	三番町	全域	—	路線	—	—	—	—		
し	篠坂	全域	30	1.1	純 2.7	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	十一番町	全域	—	路線	—	—	—	—		
	十番町	全域	—	路線	—	—	—	—		

市区町村名：笠岡市

笠岡税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
し	白石島	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	城見台	全域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
	新賀	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	新横島	全域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
せ	関戸	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
そ	園井	石丸、嘉登平、茂無、土井、道上、畷、馬場、原、宮ノ前、向ヶ市、元寺								
		1 農業振興地域内の農用地区域		一	純 3.3	純 7.1	—	—		
		2 上記以外の地域	30	1.1	中 7.5	中 9.4	純 1.7	純 1.7		
		上記以外の地域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
た	高島	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	拓海町	全域	40	1.1	—	純 3.8	—	—		
ち	中央町	全域	—	路線	—	—	—	—		
と	富岡	都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	40	1.1	—	中 9.3	純 1.7	純 1.7		
な	七番町	全域	—	路線	—	—	—	—		
に	西大島	都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 県道寄島笠岡線沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		一	純 6.2	純 8.1	—	—		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	中 8.9	中 12	純 1.7	純 1.7		
		2 上記以外の地域								
		(1) 石砂沖、唐井、川手ノ北、津雲、長通、名切、原、原ノ西、浜、宮ノ端、矢部ノ前、ワラビ								
		イ 農業振興地域内の農用地区域		一	純 4.9	純 7.1	—	—		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	中 7.5	中 9.4	純 1.7	純 1.7		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	西大島新田	都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								

市区町村名：笠岡市

笠岡税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
に	西大島新田	1 農業振興地域内の農用地区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		2 上記以外の地域	40	1.1	中 9.2	中 12	純 1.7	純 1.7		
	西大戸	全域	30	1.1	純 2.7	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	西茂平	全域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
	二番町	全域	—	路線	—	—	—	—		
	入田	全域	30	1.1	純 2.7	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
は	走出	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	八番町	全域	—	路線	—	—	—	—		
	東大戸	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	飛島	全域	30	1.1	—	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	広浜	荒瀬ノ内、オノ原、山中								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 4.9	純 7.1	—	—		
		2 上記以外の地域	30	1.1	中 7.5	中 9.3	純 1.7	純 1.7		
		上記以外の地域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
		平成町	全域	40	1.1	—	純 3.8	—	—	
ま	馬飼	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	真鍋島	全域	30	1.1	—	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	緑町	全域	40	1.1	—	—	—	—		
	港町	全域	40	1.1	—	—	—	—		
	みの越	全域	40	1.1	—	—	純 1.7	純 1.7		
	美の浜	全域	50	1.1	—	周比準	—	—		
	六島	全域	30	1.2	—	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
も	用之江	都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 国道2号沿い	30	1.1	中 13	中 20	純 1.7	純 1.7		
		2 上記以外の地域								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 3.3	純 6.6	—	—		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	中 7.5	中 12	純 1.7	純 1.7		

市区町村名：笠岡市

笠岡税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
も	茂平	都市計画法上の用途地域	%							
		1 路線価地域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2 3458番～3522番 (枝番及び同一用途を含む)	50	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		3 上記以外の地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	1.1	中 9.0	中 12	中 5.4	中 5.4		
	山口	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	横島	全域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
	吉田	全域	30	1.1	純 2.8	純 3.8	純 1.7	純 1.7		
	吉浜	都市計画法上の用途地域	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 塩浜、袖解、当摩、西郷、沼								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 3.3	純 8.0	—	—		
		(2) 上記以外の地域	40	1.1	中 7.7	中 9.4	純 1.7	純 1.7		
ろ	四番町	2 上記以外の地域								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 2.7	純 3.8	—	—		
		(2) 上記以外の地域	40	1.1	中 7.5	中 9.4	純 1.7	純 1.7		
	六番町	全域	—	路線	—	—	—	—		